

柏上料第 3 5 7 号の 3

次の者に係る地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項の規定による通知（柏市下水道使用料）について、地方自治法においてその例によるものとされている地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る通知は、柏市上下水道局料金課が保管しており、いつでも送達を受けるべき納付義務者に交付します。

令和 8 年 7 月 1 7 日

柏市上下水道事業管理者 飯 田 晃 一

名 前	
泉	梓